

震災に強い住まいづくりが震災に強いまちづくりの第一歩です

木造住宅の

無料耐震診断

CHECK を受けましょう



地震大国である日本では、地震がいつどこで起きるかわかりません。地震による被害を少なくするために、平成 12 年 5 月 31 日以前に造られた木造住宅にお住まいの方は住宅の耐震診断を受け、将来の地震にも耐える強度を持つかどうか調べることをお勧めいたします。また、住宅の改修設計、耐震改修、ブロック塀等の撤去・改修についても一部補助金の制度を設けておりますので、耐震化にぜひお役立てください。

<北栄町木造住宅耐震診断事業および北栄町震災に強いまちづくり促進事業>

問合せ先：北栄町役場 地域整備課 電話：0858-37-3117

受付期間：令和元年 10 月 1 日(火)～10 月 31 日(木)

【受付時間】午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日を除く）

補助の要件に該当するか否かを聞き取りしますので、

必ず北栄町役場大栄庁舎の地域整備課へご連絡ください。

必要な書類や今後の流れなども窓口でご説明いたします。



HP 用 QR コード

6 件募集

耐震診断

1. 補助対象となる住宅

北栄町内にある次の要件すべてに該当するもの

- ① 木造の一戸建ての住宅または併用住宅
(店舗の部分が延べ床面積の 2 分の 1 未満であるもの)
- ② 平成 12 年 5 月 31 日以前に建築工事に着工されたもの
- ③ 延べ床面積が 220 m²未満で、階数が 2 以下のもの
※220 m²以上は有料耐震診断の補助をご利用できます。
ご相談ください。
- ④ 木造在来軸組工法・伝統的工法・枠組壁工法で建築されたもの(プレハブ工法や丸太組工法のもの対象外)
- ⑤ 現に居住の用に供しているもの

2. 耐震診断を行う技術者と診断方法

町が業務委託した民間建築団体等に所属する設計事務所から建築士が選定され、派遣されます。診断方法は、住宅の壁などをはがすことなく目視により外部(敷地、床下、天井裏)を調査し、住宅の耐震性能を診断する「一般診断法」です。

3. 診断費用

無料です。ただし耐震診断以外の費用は個人負担になります。

住宅の改修設計・耐震改修

耐震診断実施後に、こちらの制度をご案内いたします

1. 補助対象となる住宅

- ① 平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された住宅であること
- ② 建築基準法第 9 条第 1 項の規定に基づく命令を受けていないもの
- ③ 耐震診断(一般診断法等)の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ④ 耐震改修は、特定行政庁により地震に対して安全な構造となるよう勧告がなされたもの
- ⑤ 国、地方公共団体以外の者が所有するもの

2. 改修設計・耐震改修を行う技術者

申請者が民間建築団体等に所属する設計事務所の建築士に依頼します。

3. 補助金の限度額

改修設計・・・160,000 円

耐震改修・・・1,000,000 円



ブロック塀等の撤去・改修

6 件募集

1. 補助対象となるブロック塀等

次の①～④に掲げるものすべてを満たす撤去及び⑤を満たすフェンス等の改修であること

- ① 高さが 60 cm を超えるコンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀
- ② 不特定の者が通過する道路(私道を除く)に面したもの
- ③ ①②に該当し、建築士またはブロック塀診断士によって危険性が確認されたもの
(申請後に町で危険性を確認します)
- ④ ③で危険性が確認されたブロック塀等の全てを撤去するもの
- ⑤ 本補助事業を活用して撤去したブロック塀の範囲に新設するフェンス、生垣への改修

◆フェンス等の改修に関する注意事項◆

崩壊の危険性のある擁壁の上にフェンス等を設置する場合や、4 m 未満の道路沿いにフェンス等を設置する場合には、民地側にセットバックをお願いすることがあります。

2. ブロック塀等の改修・撤去を行う技術者

申請者が施工業者に依頼します。

3. 補助金の限度額

ブロック塀等の撤去・・・150,000 円

ブロック塀等の改修・・・100,000 円



倒壊したブロック塀(平成 28 年熊本大震災)



安全な軽量フェンスへの改修例